

特別警報、暴風警報又は大雪警報が発令された場合の 休講及びスクールバスの運行について (岐阜・西濃、中濃、東濃地域、及び飛騨南部地域の いずれかの地域に発令された場合)

1. 休講について

- ・ 午前6時に警報が出ているときは、1, 2限は休講とする。
- ・ 午前10時までに警報が解除されたときは、3限目より講義を行う。
- ・ 午前10時を過ぎても警報が発令中の時は、全日休講とする。

★上記以外（特別警報や交通マヒ等）で休講対応とする場合は、学生向けポータルサイト等により都度お知らせします。

2. スクールバスの運行について

- ・ 午前6時に警報が出ている時は、午前中の便は全線運休とする。
- ・ 午前10時までに警報が解除されたときのバスの運行は下記の通りとする。

◆ 岐阜線	(JR岐阜駅北口⑬乗り場発)・・・	12時08分
◆ 揖斐線	(北神戸駅発)・・・	11時15分
◆ 那加線	(JR那加駅前発)・・・	12時40分
◆ 那加線	(関キャンパス発各務原キャンパス行)	12時50分※
◆ 犬山線	(名鉄犬山駅西口発)・・・	12時10分
◆ 多治見線	(JR多治見駅北口発)・・・	11時50分
◆ 太田線	(JR美濃太田駅北口発)・・・	12時10分
◆ 関線	(長良川鉄道関口駅発・緑が丘経由)・	12時20分

これ以降の運行は通常通りとする。

※月曜日時間割の場合は運休

- ★ 授業が行われる場合で、公共交通機関の遅延や運休により登校できない場合は、各交通機関が発行する遅延届等を添え、所定の手続きを行うこと。
- ★ 授業が行われる場合でも、居住地や通学経路の状況によって登校が危険であると判断した場合には、無理をせず、安全の確保を優先して下さい。